

# 令和8年度 神栖市地域の活力づくり支援事業等補助金募集要領

# I 事業概要

この制度は、市民のみなさんが自主的・自発的に行う公益的・公共的な活動に要する経費に対し補助金を交付することで、地域の連帯を深め、活力づくりを推進することを目的としています。

### <団体組織とは>

子ども会、女性の会、シニアクラブ、PTA、ボランティア団体 市民団体(グループ)、企業、NPO などです。

# 1 補助対象団体

補助の対象は、社会や地域の課題に取り組むボランティア団体や企業、NPOなどの市民活動団体で、次の要件を満たしている必要があります。

- ①市内に事務所等を有し、主たる活動範囲が市内である
- ②運営や組織に関する規約・会則等を定めている
- ③政治・宗教又は反社会的活動を目的としていない
- ④営利を目的としていない
- ⑤市の補助制度等により、何らかの財政的支援を受けていない

#### 2 補助事業実施期間

- 1事業につき3年間
- ※補助金の交付申請及び実績報告は毎年度に行ってください。

# Ⅱ 補助対象事業の種類

#### 1 地域の活力づくり支援事業

団体やグループが自主的に取り組む活動で、環境保全、防犯・防災、青少年健全育成、地域福祉、交通安全、地域の活力づくり、文化芸術活動など地域に根ざした活動を対象とします。

#### 団体要件

市内に在住している団体の会員数が10人以上

#### 補助金額

補助金の額は予算の範囲内において、事業実施に係る対象経費の3分の2以内とし、1団体につき年間200,000円を限度とします。

補助金の交付は年度につき1回であり、次年度以降も補助金の交付を受ける場合には、毎年度の申請が必要です。

#### 主な対象経費

報償費	外部講師等に対する謝礼 など
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、文房具、用紙代、 熱中症対策飲料 など
役務費	郵便料、切手代、傷害保険料 など
委託料	冊子作成委託、運搬委託、ごみ等の処理委託、看板製作 など
使用料及び賃借料	会場借上料、機材借上料、機器等の賃借料 など
原材料費	資材(セメント、木材等) など

#### 対象外経費

以下のものは対象外経費となります。

- 1 飲食費(実行委員等の役員での飲食等)
- 2 家賃
- 3 土地の取得、造成、補償にかかる経費
- 4 団体の経常的な運営に係る経費(事務局費など)
- 5 備品
- 6 領収書等により、事業実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費
- 7 その他、<u>事業実施に直接かかわらない経費や社会通念上適切でない経費</u>
  ※詳細については、市民協働課までお問い合わせください。

# 2 協働のまちづくり意識醸成事業

市内全域を対象とした、よりよいまちづくりにつながる、文化・スポーツ・芸術・その他の分野の催し・行事等で、団体やグループが自主的に事業全体の計画・立案を行い、活動を通じて主体的に地域社会へ貢献する意識を養い、協働のまちづくり意識が醸成される活動を対象とします。

## 団体要件

- ・市内に在住している団体の会員数が30人以上
- ・市内での活動実績が3年以上

## 補助金額

補助金の額は予算の範囲内において、事業実施に係る対象経費の3分の2以内とし、1団体につき年間700.00円を限度とします。

補助金の交付は年度につき1回であり、次年度以降も補助金の交付を受ける場合には、毎年度の申請が必要です。

主な補助対象経費および対象外経費は、地域の活力づくり支援事業と同様です。

# Ⅲ 申請の流れ

#### 1 応募(事業計画書の提出)

次年度の補助対象事業の募集を行います。

『令和8年度地域の活力づくり支援事業等補助金事業計画書』に必要事項を記入の上、必要書類を添えて提出してください。

#### 〈申請書類〉 ①事業計画書

②総事業費積算資料

(任意の様式により、総事業費の積算資料を作成してください)

- ③団体の規約・会則
- ④団体の活動写真
- ⑤活動実績が確認できる書類(※協働のまちづくり意識醸成事業に限る)

〈申請期間〉 令和7年10月1日(水)~10月17日(金)

※期間厳守

#### 2 申請(交付申請書の提出)

事業募集に応募し、補助対象事業となった団体は、年度初めなど事業開始前に 申請書を提出してください。

<申請書類> ①補助金交付申請書

- ②事業計画書(3年間の計画を記入してください)
- ③事業予算書
- ④団体の規約・会則
- ⑤活動実績が確認できる書類(※協働のまちづくり意識醸成事業に限る)

<申請期間> 令和8年4月1日(水)から

- 4月から活動を開始する事業については4月中速やかに提出
- 5月以降から活動予定の事業については、活動開始の1ヶ月前までに提出

## 3 交付決定(補助事業として決定)

提出いただいた申請書類は、神栖市地域の活力づくり支援事業等補助金交付要項第8条で定める事業認定審査会により、補助金の交付対象になるか審査を行います。

審査の結果、市長が交付または不交付の決定を行い、交付(不交付)決定通知 書により通知します。

# 4 事業実施

交付決定を受けてから、事業を実施していただきます。

※事業の実施内容等に変更がある場合は、変更申請書を提出し、承認を受ける 必要があります。

## 5 報告(実績報告書の提出)

事業終了後**1ヶ月以内**に実績報告書に必要な書類を添付して提出していただきます。実績報告書の提出は必ず年度内に行ってください。

なお、年度毎に補助金の実績報告が必要となりますので、次年度以降も必要な 書類を添付し提出してください。

〈申請書類〉 ①実績報告書

- ②事業報告書
- ③事業決算書
- ④領収書等の写し(補助対象経費すべての領収書)
- ⑤記録写真(購入物品・活動風景など全体の様子がわかる写真)

# 6 交付確定(補助金の確定及び交付)

実績報告書を審査し、補助金の確定額を確定通知書により通知します。

その後、請求書を提出していただき、提出後に指定口座へ補助金を振込みます。

※事業期間中に交付を要する場合は、申請により概算払いを受けることができます。

# Ⅳ その他

# 1. 様式について

各種申請様式は市役所 市民協働課または神栖市のホームページで、令和8年4月1日以降にダウンロードできます。

ホームページアドレス:

https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/shisei/sankaku/1003753/1003863.html

# 2. 提出先および問い合わせ先

市役所 市民協働課(本庁2階)

〒314-0192 神栖市溝口4991-5

TEL:0299-90-1171(直通)

F A X: 0299-95-9920

E-mail: kyodo@city.kamisu.ibaraki.jp